

R8年度

設計業務等の調達先に係る調査業務

独立行政法人都市再生機構
九州支社 住宅経営部

業 務 仕 様 書

1 業務名称

設計業務等の調達先に係る調査業務

2 業務目的

設計コンサルタント等の新規開拓及び公募への参加勧奨を目的に、九州管内の事業者に対しアンケート調査を実施し、機構業務について興味を示した事業者に対して機構職員がヒアリングを行うための企業リストを作成することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日 から 2027（R9）年3月15日まで

4 業務内容

① アンケート実施対象者の選定作業

スクリーニング作業を行うにあたっての対象者提案については、建設コンサルタント及び工事施工業者とし、以下を条件とする。

イ) 受注者独自のノウハウにより九州圏に拠点のある建築設計を主要業務とする建設コンサルタント及び、共同住宅新築工事を手掛ける工事施工業者を主な対象とし、合計 2,500 社以上を抽出すること。（具体の抽出条件等は、発注者との打合せにより決定する。なお、受注者は、100 万社以上の企業データベースを保有し、業種分類については総務省 日本標準産業分類に準拠すること。）

ロ) 抽出にあたっては、社名・住所・企業電話番号・売上等、企業規模の基本情報に加えて、業務内容などが把握出来る情報も可能な限り入れること。

ハ) スクリーニングによる抽出は、契約締結後 1 か月以内を目途に実施し、発注者に提示・確認を受けること。

② アンケート調査

イ 調査実施

①で抽出した建設コンサルタント及び工事施工業者に関し、より詳細な情報を入手するためアンケートを実施。

a アンケート調査内容検討・提案

b 調査票作成（A 4 用紙 1 枚程度）

c 機構案内リーフレット作成（デザイン・印刷他）

d 調査実施（調査票の郵送、回収は郵送及び WEB システム、2,000 社以上に對し 3 コール以上の電話督促）

e 結果取り纏め、分析

ロ アンケートの実施時期、展開先と実施回数

a 実施時期は 11 月以降を想定

- b ①にて抽出した社を対象とする
- c 本業でのアンケート回数は1回を想定

③ 企業リスト作成

機構担当者が、ヒアリングするための企業リストを作成する。

職種ごとにリストを作成する。具体的な掲載データについては、機構担当者と打合せの上決定する。

5 特記事項

- (1) 契約締結後、7日以内に機構が通知する担当者と業務履行に関する打合せを実施すること。
- (2) 業務上取得する個人情報及び資料等にかかる知的財産の取扱いには十分留意し、守秘義務を厳守すること。
- (3) 業務の処理場、知り得た秘密を第三者へ漏らしてはならない。
- (4) 本業務の履行に際し、未公表の発注予定情報や今後の事業予定、調査票など重要な情報については、特に取り扱いに留意することとし、本業務の遂行上知り得た事項を、発注者の許可なく公表又は他に引用してはならない。

6 打合せ及び記録

本業務遂行にあたり、受注者は発注者と適宜打ち合わせ・協議を行うものとする。

7 成果品

- ① スクリーニング結果（企業データ他）に関する資料 …… データ
 - ② アンケートに関する調査資料、取り纏め資料のデータ …… データ
 - ③ 機構がヒアリングを実施するための企業リスト …… データ
- 提出するデータ形式については、発注者と協議の上決定する。

8 再委託

- (1) 業務における再委託は原則として認めない。なお、契約書により、書面により予め承諾を得て再委託できる業務等は下表のとおりとする。

再委託不可の内容	① 業務の総合調整マネジメント ② 業務の中核となる成果資料の作成 ③ 打合せ及び内容説明
あらかじめ承諾を得て再委託できる業務	一部専門分野の業務 [例] ・ ホームページ、リーフレット、成果品デザイン ・ データベース素案作成

	・ アンケート及びヒアリングに関する補助業務
特に承諾を要しない業務	補助的な業務（軽微なもの） [例] ・ コピー、印刷、製本、資料収集、要約などの簡易業務 ・ トレース業務、模型製作、パース作成、写真撮影

※記載のない内容を再委託する場合はその作業の質と表の範囲を勘案して判断するものとする。

(2) 受注者は、再委託する場合は、次に掲げる要件を全て満たした者を選定すること。

- ① 掲示文兼入札説明書 4 (1)、(2)、(3)の資格を満たしていること。
- ② 過去に携わった公的機関が発注した業務において、不適切と判断される業務を行っていないこと。

(3) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。また、それらの契約関係に関する書面については、発注者の求めに応じた書面全てを受注者は提出しなければならない。

9 疑義

受注者は、本業務の実施にあたり業務内容に疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

10 調査員

(1) 受注者は本業務の遂行にあたる調査員を定め、発注者に提出するものとする。また、受注者は調査員の中から本業務の遂行上の管理を行う主任調査員を定め、発注者に通知しなければならない。

(2) 発注者が調査員を不適当と認めた場合は、受注者に対してその変更を求めることができる。

以 上